

不適合管理委員会報告情報
平成18年5月22日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年5月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	主発電機密封油装置真空ポンプ(B)出口ドレンチャンバにおいて、ガラス管内側に汚れが認められたため、当該ガラス管を点検・清掃	
2	2号機	タービン建屋天井クレーン運転操作室内警報装置の点検時、警報用ブザーの動作不良が認められたため、当該ブザーを交換	
3	2号機	タービン建屋天井クレーン運転操作室内分電盤の点検時、扉ヒンジ部の金具(ピン)に外れが認められたため、金具を取付け	
4	2号機	主蒸気ドレン弁(MO-2-78)動作確認時、閉動作不良が認められたため、当該弁駆動部を点検	
5	2号機	残留熱除去系トラス冷却運転時、熱交換器(A)海水入口弁の配管フランジ部に海水のにじみが認められたため、当該フランジ部を点検・修理	
6	2号機	所内ボイラ(A)給水流量記録計において、指示不良(ドリフト)が認められたため、当該記録計を点検・校正	
7	2号機	復水器鉄イオン注入装置(B)電解槽入口流量変換器(FT-504B)において、動作不良が認められたため、当該変換器を点検・修理	
8	3号機	タービン建屋2階自動扉開閉装置モータコントロールセンタ電源切替器の点検時、4号共通モータコントロールセンタ受電側U相アークシュートの装着不良が認められたため、当該部を修理	
9	3号機	主発電機固定子冷却水系貯水槽レベルスイッチ(LS-43-47)の点検時、接断差に精度外が認められたため、当該レベルスイッチを修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	3号機	タービン潤滑油系主油タンク入口流量指示スイッチ(FIS-58-1)の点検時、マイクロスイッチローラー部に摩耗が認められたため、当該部を修理	
11	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)シール水ストレーナ差圧スイッチ(DPS-52-45A)の点検時、接断差に精度外(リセット動作不能)が認められたため、当該スイッチを交換	
12	3号機	発電機固定子冷却水系電導度記録計(CRS-43-48)の点検時、サーボモータに異音が発せられたため、当該記録計を修理	
13	3号機	エリア放射線モニタにおいて、ユニットの画面表示不良(CH13~24)が認められたため、当該モニタを点検・修理	
14	3号機	第3給水加熱器(C)ドレン調節弁(LCV-53-11C2)の点検時、プラグ及びシートリングのシート面に傷が認められたため、プラグ及びシートリングを交換	
15	3号機	第5給水加熱器(A・B)ドレン調節弁(LCV-53-19A1・A2・B1・B2)の点検時、プラグ及びシートリングのシート面に傷が認められたため、当該部を修理	
16	4号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置送風機(ACH4-2A・B)の点検時、シャフトの外径寸法に許容値外れが認められたため、当該シャフトを修理	
17	4号機	原子炉再循環MGセット(A・B)巻線温度記録計(TRS-2-184-26)において、動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
18	4号機	局部出力領域モニタ(12-13A)の一時的な指示上昇により、過渡現象記録装置に「レベル高」表示の発生が認められたため、当該モニタを点検・校正	
19	6号機	ドライウェル内除湿/冷却系局所空調機(AH6-11D)用冷却水隔離弁(AO-U41-7-26-899・900)において、制御用電磁弁の排気ポートよりエアリークが認められたため、対応検討	
20	6号機	タービン建屋バッテリー室内パッケージエアコンにおいて、起動不能が認められたため、当該エアコンを点検・修理	
21	その他	海生物処理設備排水処理装置脱水機(B)において、濃縮ろ布の破れ等が認められたため、当該ろ布を交換	
22	その他	キャスク保管設備消火ポンプ性能試験用流量計元弁において、動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで